

つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年1月11日（金）午後1時30分から午後2時36分

2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎3階 全員協議会室

3. 出席者

農業委員（10人）

会 長	6番	齊 藤 常 夫
会長職務代理者	5番	中 山 雅 史
委 員	1番	谷 口 眞 一
委 員	2番	菊 地 典 夫
委 員	3番	豊 島 利 夫
委 員	4番	栗 原 哲
委 員	7番	羽 田 茂
委 員	8番	宮 田 一日出
委 員	9番	飯 泉 秀 夫
委 員	10番	矢 口 剛

農業委員会事務局職員（3人）

事 務 局 長	古 谷 隆 夫
事務局長補佐	石 神 正 夫
主 査	大久保慎太郎

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第2号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）
議案第5号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による

議案第6号 農用地利用配分計画（案）の意見聴取について
つくばみらい市農地利利用最適化推進委員候補者選考委員会設置要綱
（案）の制定について

報告事項

- ①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について
- ③制限除外の農地の移動届について

7. 会議の概要

1. 事務局（古谷事務局長）

定刻となりました。今年最初の定例総会になります。あらためまして、新年あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

只今から平成31年1月定例総会を開催いたします。

携帯電話等につきましては、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、定例総会の開催に当たりまして、齊藤会長よりごあいさつをお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

それでは私からも、新年明けましておめでとうございます。新しい年が、皆様にとりまして輝かしい年になるようご祈念申し上げます。

さて、我々農業委員の任期も残すところ3カ月となりました。残された期間、申請された案件に対しては引き続き厳正に審議してまいりたいと思ひますし、農地利利用最適化の取り組みも積極的に取り組んでまいりたいと考えます。

特に、茨城県の要請である全筆調査が宿題として残っていますので、今年の大きな取り組みとなります。具体的な取り組みは、4月以降の新年度からになりますが、現体制の中でもその準備をしていくこととなりますので、皆様のご意見を頂ければ幸いと思っていますので、よろしくお願い致します。

マスコミ報道で、大阪府貝塚市の農業委員会事務局職員が酒気帯び運転で逮捕されるということがありましたが、この報道と前後して、農水省から「農業委員等の綱紀粛正について」の指導通知が出ています。この背景には、徳島県阿南市の元農業委員が太陽光発電業者から現金を受け取ったとして収賄容疑で逮捕されたこと、大阪府羽曳野市で農業委員及び事務局職員が、農地違反転用の幫助で書類送検されたことなど、

不正が相次いだことによるものです。言うまでもなく、農業委員会の職務は市民の信頼があって初めて遂行できるものです。従って、市民の信頼を損なうことが無いよう、お互いに法令を遵守し、公正に職務を遂行していくことを再確認したいと思えます。

本日の総会は、議案6件と報告事項3件となっています。皆様の慎重な審議をお願いしまして、簡単ですが挨拶と致します。よろしくお願いいたします。

1. 事務局（古谷事務局長）

ありがとうございました。

本日の出席委員は、農業委員10名中10名であります。委員の出席人数が定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事進行は齊藤会長にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

それでは、暫時議事を進めさせていただきます。

まず、議事録署名委員の選出ですが、私、議長にご一任していただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声）

異議なしの声がございましたので、異議なしと認め指名させていただきます。

3番豊島委員、4番栗原委員を議事録署名委員に選出いたします。

よろしくお願いいたします。

書記については、事務局でお願いします。

それでは、議案審議に入らせていただきます。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

はい。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は4件となっております。

1ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は太陽光発電設備設置のための賃貸借となっております。

申請地は、 番 ，地目は登記現況とも畑，地積は

5, 154 m², 同じく [] 番, 地目は登記現況とも畑, 地積は892 m², 字 [] 番, 地目は登記現況とも畑, 地積は1,067 m², 同じく [] 番, 地目は登記現況とも畑, 地積は1,167 m², 同じく [] 番, 地目は登記山林, 現況畑, 面積は700 m², 同じく [] 番, 地目は登記現況とも畑, 地積は175 m², 同じく [] 番, 地目は登記現況とも畑, 地積は9,510 m², 字 [] 番, 地目は登記現況とも畑, 地積は1,408 m², 同じく [] 番, 地目は登記現況とも畑, 地積は2,975 m², 字 [] 番, 地目は登記山林, 現況畑, 面積は7,000 m², 字 [] 番, 地目は登記現況とも畑, 地積は1,361 m², 同じく [] 番, 地目は登記現況とも畑, 地積は1,966 m², 字 [] 番, 地目は登記現況とも畑, 地積は1,440 m², 合計13筆, 34,815 m²でございます。

事業計画につきましては、別紙「参考資料」をご覧ください。

続きまして受付番号2番, 申請理由は倉庫建築のための売買となっております。申請地は, [] 字 [] 番, 地目は登記現況とも畑, 面積は3,680 m²でございます。

続きまして受付番号3番, 申請理由は自己住宅建築のための売買となっております。

申請地は, [] 字 [] 番, 地目は登記現況とも畑, 面積は210 m², [] 字 [] 番, 地目は登記現況とも畑, 面積は170 m², 合計2筆380 m²でございます。

続きまして受付番号4番, 申請理由は資材置場整備のための賃貸借となっております。申請地は, [] 字 [] 番, 地目は登記現況とも畑, 面積は241 m², [] 字 [] 番, 地目は登記現況とも畑, 面積は55 m², 合計2筆296 m²でございます。

以上です。

1. 議長(齊藤会長)

事務局の説明が終わりましたので、現地確認及び書類審査の報告をお願いします。まず、伊奈地区について2番菊地委員よりお願いいたします。

1. 菊地委員

はい。それでは1月7日午前9時より行いました、書類審査、現地調査結果について報告いたします。

メンバーは、齊藤会長、中山職務代理者、羽田委員と私、菊地、事務局から古谷局長、大久保主査の6名で実施しました。

受付番号1番，地図は3ページになります。

大型の太陽光発電設備が設置される計画となっております。

地図の赤線で囲った部分が全体計画になります。その中の斜線部分が今回の申請地になります。

事業計画につきましては，別紙「参考資料」をご覧ください。

申請地の農地区分は，周囲を山林，住宅等に囲まれており，土地改良事業が行われていない農地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため，2種農地と判断いたします。

全体面積は，申請地34,815㎡，山林205,571㎡，原野59㎡及び雑種地1,103㎡を一体利用し，241,548㎡となっております。発電量は11,250kwで435wパネルを39,150枚，パワーコンディショナーを180台設置する計画となっております。

資金計画については，融資資金で賄い，経済産業省及び東京電力との調整も終了しており，関係他法令との調整もされております。

2種農地における再生可能エネルギー発電設備の建設であり，許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号2番，地図は4ページになります。

既存の倉庫の隣の農地になります。申請地の農地区分は，おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため1種農地と判断いたします。

申請者は，申請地1筆3,680㎡を利用し，倉庫を建築する計画となっております。関係法令との調整も行っており，1種農地の不許可の例外である既存施設の拡張に該当することから，許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はい，ありがとうございました。

続いて，谷和原地区を10番矢口委員からお願いします。

1. 矢口委員

はい。1月7日午後1時30分より，齊藤会長，宮田委員，豊島委員と私，事務局から古谷局長，大久保主査で行った，書類審査及び現地調査結果について報告します。

受付番号3番，地図は5ページになります。

申請地は，十和小学校の南側に位置する畑です。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため1種農地と判断いたします。

申請者は、申請地2筆380㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号4番、地図は6ページになります。

申請地は、学校法人開智学園の北側に位置しております。

申請地の農地区分は、関東鉄道常総線 新守谷駅改札口から300m以内に位置することから第3種農地と判断いたします。

申請者は、申請地2筆296㎡を利用し、山砂40㎥、砕石等40㎥、ブロック200本を置く計画となっております。

事業計画に関する書面、事業経歴書等により、資材置場としての許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。

調査部会の報告が終わりましたので、これより審議に入ります。

まず、受付番号1番につきまして、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手あり）

1. 議長（齊藤会長）

はい、9番飯泉委員。

1. 飯泉委員

9番飯泉です。

1点お聞きしたいのですが、全体面積で241,548㎡ということで、防災等の例えば大雨が降った際には土砂の流出なども心配される場所です。また、緑地を残すというようなことも必要と思いますが、そういった点はどこで審査・検討するのでしょうか。それと、そのような事は市の中で検討しているのでしょうか。そこをお聞きしたいのですが、お願いします。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、事務局お願いします。

1. 事務局（大久保主査）

はい。飯泉委員のご質問にお答えいたします。別紙A3版で配布させていただいております参考資料の2枚目が、パネルの配置ですとか、緑地をどのように残していくのか、調整池をどこに配置するのかというような計画図になっております。このような計画で各部署で協議されてきているわけですが、農地関係については、農業委員会事務局と協議を重ねてきましてこの度申請を受け、今回審議していただいておりますが、都市計画課においては、開発行為等における指導要綱に基づく申請、建設課では法定外公共物の使用に関する調整、森林に関するものは茨城県と林地開発許可申請協議、土地改良関係では荃崎村外五ヶ町村と排水施設利用の同意などの協議がされてきております。

これらの協議、申請、同意等の関係書類も農地法関係の申請に添付することとなっております。許可する際には、他法令関係と同日付で一斉に許可するようになっております。

1. 議 長（齊藤会長）

よろしいでしょうか。

（飯泉委員頷く）

その他ございますか。

（挙手あり）

1. 議 長（齊藤会長）

はい。栗原委員。

1. 栗原委員

はい。申請地の4筆について、「の一部」となっています。現地はかなり荒れている農地ですが、農地として残る以上、後々に耕作することになった場合、機械などが入っていけないなんていうことにならないのかと思ったものですから、どういう経緯で一部を農地として残すことになったのかをご説明いただきたいと思います。

1. 議 長（齊藤会長）

はい。それでは事務局よりお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

はい。ご質問にお答えいたします。

課税関係で、元々一部山林、一部農地という筆があったのと、今回の申請地のエリアからは外していますが、建設残土が積まれた場所がありまして、その隣接地などは残土が崩れても影響が出ないように、その筆の一部分を転用申請しているというところもございます。このような筆が「一部」として申請されています。

また、これらの申請地は、いずれも市道に接している土地ですので、入っていけないということはないと思います。すべて測量も済んでいまして、地積測量図も添付されており、確認済みです。

1. 議長（齊藤会長）

栗原委員よろしいですか。

（栗原委員頷く）

はい、続いて10番矢口委員どうぞ。

1. 矢口委員

はい。賃貸借とありますが、何年の契約でしょうか。賃借料はどのくらいでしょうか。

1. 議長（齊藤会長）

はい、事務局お願いします。

1. 事務局（大久保）

はい。契約期間は20年で、借地料は平米当たり年間■■■■円です。

1. 議長（齊藤会長）

矢口委員よろしいですか。

（矢口委員頷く）

1. 議長（齊藤会長）

他に質問はありませんか。

（挙手なし）

ないようですので、受付番号2番についてご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議長(齊藤会長)

ないようですので、受付番号3番についてご質問のある方はお願いします。

(挙手なし)

1. 議長(齊藤会長)

ないようですので、受付番号4番についてご質問のある方はお願いします。

(挙手なし)

1. 議長(齊藤会長)

ないようですので、採決いたします。

議案第1号について、原案の通り許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

ありがとうございました。

全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長(齊藤会長)

続いて、議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局(大久保主査)

はい。議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は11件となっております。

7ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積150㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は、■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積870㎡の小作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号3番、申請地は、■■■字■■■■番■■■，地目は登記、現況とも畑、面積1,950㎡の小作地、契約内容は贈与となっております。

続きまして受付番号4番、申請地は、**字** **番**、地目は登記、現況とも田、面積3,922㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号5番、申請地は**字** **番**、地目は登記、現況とも田、面積3,569㎡、**字** **番**、地目は登記、現況とも畑、面積981㎡、**字** **番**、地目は登記、現況とも畑、面積493㎡、合計3筆5,043㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号6番、申請地は**字** **番**、地目は登記、現況とも田、面積1,375㎡、**字** **番**、地目は登記、現況とも畑、面積590㎡、**字** **番**、地目は登記、現況とも田、面積3,210㎡、**字** **番**、地目は登記、現況とも畑、面積4,823㎡、合計4筆9,998㎡でございます。農地中間管理機構が行う特例事業により受人が経営規模拡大のために買受けるものでございます。

続きまして受付番号7番、申請地は、**字** **番**、地目は登記、現況とも畑、面積59㎡の自作地、契約内容は贈与となっております。

続きまして受付番号8番、申請地は、**字** **番**、地目は登記、現況とも畑、面積89㎡の自作地、契約内容は贈与となっております。

続きまして受付番号9番、申請地は、**字** **番**、地目は登記、現況とも田、面積820㎡、**字** **番**、地目は登記、現況とも田、面積2,760㎡、合計2筆3,580㎡の自作地、契約内容は交換となっております。

続きまして受付番号10、申請地は、**字** **番**、地目は登記山林、現況畑、面積は991㎡の自作地、契約内容は交換となっております。

続きまして受付番号11、申請地は、**字** **番**、地目は登記山林、現況畑、面積は991㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

それでは、続いて書類審査と現地調査の結果を報告いただきたいと思います。

まず、伊奈地区について、7番の羽田委員よりお願いいたします。

1. 羽田委員

はい、それでは1月7日午前に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。

メンバーは、齊藤会長、中山職務代理者、菊地委員、羽田、事務局からは古谷局長、大久保主査の6名で行いました。

受付番号1番、地図は10ページになります。

現地は谷井田コミュニティセンターの北側に位置しており、管理された田です。

申請者は自作地と借入地あわせて約190アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稻・陸稻を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも田、1筆150㎡を規模拡大のため売買により譲り受け、水稻を作付する予定です。

続きまして受付番号2番、地図は11ページになります。

現地は、伊奈中学校グラウンドの東側にあります。学校からは少し離れています。現況は田として管理されておりました。

申請者は自作地と借入地あわせて約133アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稻・野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも田、1筆870㎡で、現在も譲受人が小作地として水稻の栽培を行っている農地を売買により譲り受けるものです。

続きまして受付番号3番、地図は12ページになります。

特別養護老人ホームいなりの里の南に位置する畑でございます。現地は、麦が作付けられ管理されておりました。

申請者は自作地と借入地あわせて約69アールを耕作しており、世帯員の常時従事は2名で、水稻・麦を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも畑、1筆1,950㎡で、現在も譲受人が小作地として麦の栽培を行っている農地を兄弟間の贈与により譲り受けるものです。

続きまして受付番号4番、5番は、譲受人が同一の為、一括して報告いたします。地図は13、14、15ページになります。

まず、13ページは、青木地区のコミュニティプラントの処理施設の東側にある田で3,922㎡になります。続いて、14ページは総合運動公園の南側の田3,569㎡です。15ページは、畑の981㎡で、板橋コミュニティセンターの北側に位置しています。

それともう一筆は、社会福祉法人ゆっこの北側の畑493㎡です。現地は田、畑ともに管理されている農地です。

申請者は、田2筆7,491㎡、畑2筆1,474㎡、合計4筆8,965㎡を売買により譲り受け、水稻、野菜を作付する予定です。

以上のことから、1番から5番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、

許可しても差し支えないと思われます。

各委員のご審議をお願いいたします。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、谷和原地区について、3番豊島委員よりお願いいたします。

1. 豊島委員

はい。1月7日に行った、書類審査、現地調査結果について報告いたします。

当日は午後1時30分から、齊藤会長、宮田委員、矢口剛委員、事務局からは古谷局長、大久保主査、そして私の6名で書類審査を行った後、現地調査を行いました。

受付番号6番、地図は16ページになります。

位置的には、この谷和原庁舎前の県道を小絹方面に向かい、谷原大橋手前の信号を左折して、300メートル程行った東に向かう道路の北側に2筆、こちらにはビニールハウスがございました。その先の道路南側の2筆は耕起されてきれいに管理されておりました。

申請者は自作地と借入地あわせて約1,558アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は3名で、水稻・野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも田2筆4,585㎡、畑2筆5,413㎡、合計4筆9,998㎡を規模拡大のため売買により譲り受け、水稻、野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号7番、地図は17ページになります。

福岡地区の鹿鳴神社の南側にある台営農研修センターの西側にありまして、柿の木が植えてありました。

申請者は自作地約67アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稻・野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも畑、1筆59㎡を自作地への進入路として贈与により譲り受けるものです。

続きまして受付番号8番、地図は17ページになります。

福岡地区の鹿鳴神社から南に向かう集落内を通っている道路を東に入った道路沿いに位置しておりまして、白菜などの数種類の自家用の野菜が作付けされておりました。

申請者は自作地と借入地あわせて約98アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稻・野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも畑、1筆89㎡を自作地への進入路及び規模拡大のため贈与により譲り受け、野菜を作付けする予定です。

続きまして受付番号9番、地図は18ページになります。

十和地区の城山運動公園の北側に位置したところは、雑草が生い茂り木も生えておりました。阿夫利神社から十和の農集排の処理場に向かう道路の南側に位置した田はきれいに耕起されておりました。

申請者は自作地と借入地あわせて約285アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻・野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも田、2筆3、580㎡を規模拡大のため交換により譲り受け、水稻を作付する予定です。

続きまして受付番号10番、地図は19ページになります。

福岡地区中原にあります東京電力常総変電所の西側に位置しており、広く芝が作付けされた畑の中ほどに位置しておりました。

申請者は自作地約183アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻・野菜を作付する農家です。

申請地は、登記山林、現況畑、1筆991㎡を規模拡大のため交換により譲り受け、野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号11番、地図は19ページになります。

福岡地区中原にあります東京電力常総変電所の西側に位置しており、一部植樹されたところもありますが、申請者は自作地約191アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻・野菜を作付する農家です。

申請地は、登記山林、現況畑、1筆991㎡を規模拡大のため売買により譲り受け、野菜を作付する予定です。

以上のことから、6番から11番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われま。

各委員のご審議をお願いいたします。

以上でございます。

1. 議長（齊藤会長）

はい。ありがとうございました。

只今ご報告がありましたが、早速審議していきたいと思ひます。

まず、受付番号1番について、ご質問のある方は挙手願ひます。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番について、ご質問のある方は挙手願います。
(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

続いて、受付番号3番について、ご質問のある方は挙手願います。
(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

続いて、受付番号4番について、ご質問のある方は挙手願います。
(挙手あり)

1. 議 長 (齊藤会長)

はい。1番谷口委員。

1. 谷口委員

はい。受付番号1番から11番まで、それぞれの場所にもよるかと思いますが、売
買単価が、■■■■円から■■■■円とかなりの差が出ていますが、4番の田は場所的
にこのぐらいの額が適当だという土地なのでしょうか。

1. 議 長 (齊藤会長)

はい、では事務局でここの位置をもう一度正確に説明してもらえますか。

1. 事務局 (大久保主査)

はい。こちらは、青木のコミプラの施設の脇にあるのですが、今も普通に耕作され
ている田です。これに対して、売買価格が高い、安いというのは、当事者がお互いに
納得して決めた単価ですので、事務局としては何とも言えませんが、4番に関しては、
祖父と孫の契約になります。

1. 議 長 (齊藤会長)

谷口委員、よろしいですか。
(谷口委員頷く)

1. 議 長 (齊藤会長)

他にありますか。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

それでは、受付番号5番につきまして、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手あり)

はい、宮田委員。

1. 宮田委員

受付番号4番、5番の譲受人の■■■さんは、住所は■■■市■■■の方ですが、農機具等も所有しているということでしたが、この申請地まで出向いて耕作するという事なのでしょうか。

1. 議 長 (齊藤会長)

■■■から通って耕作するのかということですね。

事務局お願いします。

1. 事務局 (大久保主査)

今回、こちらの方は新規就農ということになっておりますけれども、これまでも、この方のいる会社の農産部門を手伝って、農業をやっていると聞いております。その会社の機械等を借りて耕作するというようなことも聞いております。

1. 議 長 (齊藤会長)

よろしいでしょうか。

(宮田委員頷く)

1. 議 長 (齊藤会長)

他にありますか。

(挙手なし)

ないようですので、受付番号6番につきまして、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手あり)

1. 議 長 (齊藤会長)

はい、飯泉委員どうぞ。

1. 飯泉委員

はい、9番の飯泉です。支障がなければ、こちらの譲渡人は、農林振興公社となっておりますが、公社になっている経緯と、どのようにしたら今回のように公社が先行して土地を買うような取引になるのか、わかる範囲で結構ですから教えてください。

1. 議長（齊藤会長）

それでは、この公社を利用した売買の制度がありますけれども、事務局から説明してください。

1. 事務局（大久保主査）

この制度を利用できるのは、農振農用地のエリアとなっております。譲渡所得税の特別控除を受けることができたり、所有権移転登記等の手続きを公社に行ってもらえるなどのメリットがあります。

また、公社が地権者から買い受けるときは3条の届出で済みます。

詳しくは、資料を後程配布させていただきたいと思います。

1. 議長（齊藤会長）

飯泉委員よろしいですか。

（飯泉委員頷く）

1. 議長（齊藤会長）

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

1. 議長（齊藤会長）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

受付番号7番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

受付番号8番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、受付番号9番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

受付番号10番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

受付番号11番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございます。

全員賛成により、議案第2号は原案どおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続きまして、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（石神事務局長補佐）

それではご説明いたします。

議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を20ページの総括表によりご説明いたします。

まず、新規案件といたしまして、田が40筆で、106,473㎡、畑が7筆で、10,055㎡、合計47筆、116,528㎡。貸し手が13人で、借り手が8人となります。次に更新案件ですが、田のみとなります。18筆で、45,665㎡、

貸し手が8人で、借り手が6人となります。合計では、田が58筆で、152, 138㎡、畑が7筆で、10, 055㎡、合計65筆で、162, 193㎡です。貸し手が21人で、借り手が14人となります。

詳細につきましては、21ページから24ページの農用地利用権設定計画一覧をご覧ください。

以上となります。

1. 議長（齊藤会長）

はい、それでは審議いたします。

こちらの議題は、24ページの受付番号62番は宮田委員、さらに受付番号63番から65番については、飯泉委員が議事参与の制限がありますので、3つに分けて審議してまいります。

まず、1番から61番について審議いたします。

ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

質問がないようですので、採決いたします。

議案第3号について、受付番号1番から61番について原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。

全員賛成により、受付番号1番から61番については原案のとおり許可することに決定いたしました。

続いて、受付番号62番について審議いたします。宮田委員の退席を求めます。

（宮田委員退室）

1. 議長（齊藤会長）

はい、それでは審議いたします。

受付番号62番について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようですので、採決いたします。

議案第3号、受付番号62番について原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。

全員賛成により、議案第3号受付番号62番については原案のとおり許可することに決定いたしました。

宮田委員の入室を許可します。

（宮田委員入室）

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、受付番号63番から65番について審議いたします。飯泉委員の退席を求めます。

（飯泉委員退室）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、それでは審議いたします。

受付番号63番から65番について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようですので、採決いたします。

議案第3号、受付番号63番から65番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。全員賛成により、受付番号63番から65番についても、原案のとおり許可することに決定いたしました。

飯泉委員の入室を許可します。

（飯泉委員入室）

1. 議 長（齊藤会長）

以上により、議案第3号はすべて原案のとおり許可することに決定いたしました。
議案の（案）を削除願います。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（石神事務局長補佐）

それではご説明いたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を25ページの総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が1筆で、1,580㎡、畑はございません。合計1筆で、1,580㎡となります。貸し手が1人、借り手が1団体となります。権利の設定は、平成31年3月1日からとなります。

詳細につきましては、26ページをご参照ください。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

早速、審議いたします。

議案第4号について、ご質問、ご意見のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようですので、採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。

全員賛成により、議案第4号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（石神事務局長補佐）

それではご説明いたします。27ページをご覧ください。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が4筆で、5,500㎡、畑が1筆で、540㎡、合計5筆で、6,040㎡となります。貸し手が2人、借り手が3人となります。権利の設定は平成31年3月1日からとなります。

こちらにつきましては、市から意見を求められているものです。

詳細につきましては、28ページをご参照ください。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

それでは、審議いたします。

議案第5号について、ご質問、ご意見のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

全員賛成により、議案第5号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第6号「つくばみらい市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置要綱（案）の制定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（石神事務局長補佐）

はい。それではご説明いたします。

議案第6号「つくばみらい市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置要綱（案）の制定について」こちらは、29ページから30ページになります。

要綱の内容といたしましては、農地利用最適化推進委員の候補者について、農業委員会の求めに応じて、農業委員会に設置する農地利用最適化推進委員候補者選考委員会で選考を行い、農業委員会総会で意見を報告し、それをもとに推進委員を決定するというものです。こちらのつくばみらい市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置要綱（案）を読み上げますので、よろしくお願いいたします。

第1条 この要綱は、つくばみらい市農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の候補者を選考するため、つくばみらい市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 選考委員会は、農業委員会の求めに応じて、別に定める選考基準に従うとともに、推進委員の候補者の選考を行い、農業委員会に意見を報告するものとする。

第3条 選考委員会は、推進委員の候補者の推薦又は応募に関する書類等を基に審査するとともに、必要に応じて面接その他適当と認める方法による審査を行い、選考に係る意見を取りまとめるものとする。

第4条 選考委員会は、委員長及び委員で組織する。

2 委員長には、つくばみらい市農業委員会会長（以下「会長」という。）をもって充てる。

3 委員には、つくばみらい市農業委員会会長職務代理者及び会長が指名した農業委員会委員3人をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

第5条 選考委員会の委員長及び委員の任期は農業委員会委員の任期満了の日とする。

ただし、再任を妨げない。

第6条 選考委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7条 会議は非公開とする。

第8条 委員は自己若しくは自己と密接な関係のある者又は自ら推薦した者（団体等からの推薦の場合は、自らが団体等の代表者である場合に限る。）の選考に係る意見の取りまとめに加わることができない。ただし、選考委員会の同意があるときは会議に出席し、発言をすることができる。

第9条 委員は、選考委員会で知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第10条 選考委員会の庶務は、農業委員会事務局において処理する。

第11条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則として、この告示は公布の日から施行する。

以上、要綱案となっております。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

はい。それでは只今提案のありました件について、審議いたします。

要綱案について、質問はございませんか。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

よろしいですか。

それでは、議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。

全員賛成により、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

審議事項は以上です。

続きまして報告事項について、3件一括して事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（古谷事務局長）

はい。報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。31ページになります。

今回、専決処分したものは3件です。

受付番号1番、みらい平地区の登記宅地、現況畑1筆209.72㎡です。

自己住宅建築のための売買です。

続いて、受付番号2番、福岡地区の登記山林、現況畑1筆、2,792㎡。こちらは工業団地の事業用地としての売買になります。

受付番号3番、小絹地区の登記田、現況雑種地1筆、3,28㎡、こちらは駐車場として利用するための売買となります。

以上です。

続きまして、報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」を報告いたします。議案書は32ページから33ページになります。

今回の合意解約は10件です。

解約の理由ですが、耕作者変更のための解約が8件、売買のための解約が2件となっております。

最後に34ページです。③制限除外の農地の移動届について、こちらの場所は、■■字■■■■番ほか57筆、登記現況とも田、面積は合計58,940㎡です。

市の総合運動公園整備拡張事業で多目的広場の部分の届け出となります。

報告事項は以上です。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

以上で本日予定しました議案は、すべて終了しました。

これで、1月定例総会を閉会いたします。